

自 令和6年3月13日

至 令和6年3月13日

第2回遠別町議会(定例会)

[第2号]

遠 別 町

令和6年第2回遠別町議会（定例会） 会議録			
招 集 年 月 日	令和6年3月13日		
招 集 場 所	遠別町議会議場		
開、閉会日時 及び 宣 告	開 会	令和6年3月13日 午前10:00	
	議 長	小 森 嘉 孝	
	閉 会	令和6年3月13日 午後 2:13	
	議 長	小 森 嘉 孝	
応(不応)招議員 及び出席議員 並びに欠席議員 出席 8名 欠席 0名 (凡例) ○出席を示す △欠席を示す ×不応招を示す △公 公務欠席 を示す	議席番号	氏 名	出欠の別
	1	小 森 嘉 孝	○
	2	橋 本 初 昭	○
	3	大 石 幸 夫	○
	4	白 井 金 治	○
	5	山 本 仁 美	○
	6	白 幡 広 喜	○
	7	山 下 悟	○
	8	國 部 雅 人	○

会議録署名議員	6 番	白 幡 広 喜	7 番	山 下 悟
職務のため出席した者の職氏名	事務局長	柳 井 宏 紀	係 長	渡 部 宏 輝
地方自治法第121条の規定 により出席を求めた者の職氏名	町 長	笹 川 洸 志	代表監査委員	田 中 雄 志
	教育長	佐 藤 裕 昭	農業委員会会長	妻 沼 浩
地方自治法第121 条の規定により町 長等の委任により 出席した者の職氏 名	副町長	富士原 栄 治	病院事務長	齊 藤 晶 夫
	総務課長	坂 川 敏 文	教育次長	緒 方 章
	住民課長	西 尾 英 樹	農業委員会事務局長	小 森 正 広
	福祉課長	小 林 大 輔		
	経済課長	小 森 正 広		
	建設課長	高 田 博 之		
	出納室長	佐 藤 克 久		
議 事 日 程	議長は、本日の日程を別紙のとおり報告した。			
町長提出議案の題目	別紙のとおり			
議員提出議案の題目	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

第2回遠別町議会（定例会）議事日程

令和6年3月13日

午前10時00分 開議

第2号

No. 1

日程 番号	議 件 番 号	議 件 名	提案者
1		開会開議宣言	議 長
2		会議録署名議員指名の件	〃
3	議案第13号	一般質問	議 員
		遠別町行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に 関する条例の一部改正について	町 長
4	議案第14号	遠別町職員等の定数に関する条例の一部改正につ いて	〃
5	議案第15号	遠別町国民健康保険診療所開設に伴う関係条例の整 備に関する条例について	〃
6	議案第16号	遠別町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び 費用弁償に関する条例の一部改正について	〃
7	議案第17号	遠別町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の 一部改正について	〃
8	議案第18号	遠別町職員の育児休業等に関する条例の一部改正につ いて	〃
9	議案第19号	遠別町税条例の一部改正について	〃
10	議案第20号	遠別町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費 の助成に関する条例の一部改正について	〃
11	議案第21号	旭温泉設置条例の一部改正について	〃
12	議案第22号	遠別町介護保険条例の一部改正について	〃
13	議案第23号	遠別町屋内こども遊戯場・テレワーク施設設置及び管 理条例の制定について	〃
14	議案第24号	遠別町簡易水道布設工事監督者の配置及び資格並びに 水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正につ いて	〃
15	議案第25号	令和6年度遠別町一般会計予算	〃
16	議案第26号	令和6年度遠別町国民健康保険特別会計予算	〃
17	議案第27号	令和6年度遠別町国民健康保険診療所特別会計予算	〃
18	議案第28号	令和6年度遠別町後期高齢者医療特別会計予算	〃

第2回遠別町議会（定例会）議事日程

令和6年3月13日

午前10時00分開議

第2号

No.. 2

日程 番号	議 件 番 号	議 件 名	提案者
1 9	議案第 2 9 号	令和 6 年度遠別町介護保険特別会計予算	町 長
2 0	議案第 3 0 号	令和 6 年度遠別町簡易水道事業会計予算	〃
2 1	議案第 3 1 号	令和 6 年度遠別町下水道事業会計予算	〃

会議の経過

令和6年3月13日

開会・開議	議長	小森嘉孝君 おはようございます。11日に引き続き、只今から会議を開きます。本日の出席議員は8名全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
日程第1	議長	小森嘉孝君 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第119条の規定により議長において、6番白幡広喜君、7番山下悟君を指名します。
日程第2	議長	小森嘉孝君 日程第2、一般質問を行います。本日の定例会に通告を受けた一般質問について、通告順に発言を許します。なお、議会からのたよりへの掲載のため、町広報の撮影を許可します。また、國部議員の質問に対する町長答弁時に、報道機関による傍聴席からの撮影を許可します。8番國部雅人君。
	8番	國部雅人君 おはようございます。おはようございます。令和6年第2回定例議会において、議長より一般質問のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして質問させていただきます。私からは町長の政治姿勢について伺います。今年10月に任期満了に伴う遠別町長選が予定されており、笹川町長が3期12年勤めてこられた任期に節目の時期が来ております。建設中の診療所はまもなく完成となりますが、この後、中学校改築や友愛苑存続などの課題もある中、町民の間でも笹川町長の進退に関しては大きな関心が寄せられているところでございます。10月の町長選に4選への出馬のご意思があるかどうか伺います。出馬、不出馬のいずれの答弁をいただきましても、その決断は尊重したいと考えておりますが、今後の政治姿勢について再質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。
	議長	小森嘉孝君 町長笹川洸志君。
	町長	笹川洸志君 おはようございます。只今、一般質問、國部議員から私の政治姿勢についてという大きな題でご質問いただきました。私の10月での出馬の意思があるか、ないかっていうことが主体でございますけれども、その後の質問もあるということです。まずご答弁をさせていただきたいと思います。月日の経つのは早

	いものでありまして、私の今与えられている４年間の任期残り７か月となりました。私は平成２４年に前町長の退任を受けまして、町民各位のご支持をいただき、町長の職に就かせていただきました。孫・子に残せる遠別を目指し、常に町民の立場で考え行動する、不偏不党の政治信条として、本町の振興発展に努めてまいりました。街づくりにつきましては、町民にとっての幸せが原点だというふうに私は考えておりまして、町民が毎日安心をして充実した生活ができる街づくりを目指して日々、知恵を絞り、創意工夫を重ね、これまで町政の舵取りを行ってきたというふうに自負をしているところでございます。老朽化した町立病院につきましては、人口減少に合わせまして診療所に規模を縮小し、本年度無事完成をすることになりました。４月１日に開設をさせていただくことでございます。また、遠別中学校につきましても、建築実施設計を終え、建て替えに向け、準備を整えることができ、町民が暮らしていく中での大型事業につきましては、大方終わることができたのではないかとこのように思っているところでございます。また、今日の新聞紙上にも出ておりましたが、老人介護の問題でいろいろ全道的にも問題になっておりますが、我が町でもそれぞれ町民の関心を集めております、友愛苑の存続につきましても、現段階では具体的な進展というのはございませんが、早いうちに事業を、継承に向けて取り組んでいきたいと考えております。最後に４選出馬をどのように考えてるかということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、これまでの１１年５か月の間に公約をいたしました、事業・サービスのほとんどが私は私なりに出来たというふうに思っております。今現状、残り７か月を受けまして、私自身、年齢からくる耳や目の不調、そして、記憶力の低下などで次の任期につきましては、新たな方に町政をお任せするのが町の発展につながるのだというふうに考えております。どうぞご理解をいただきますようお願いを申し上げます。以上、國部議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。
議長	小森嘉孝君 再質問があればこれを許します。８番國部雅人君。
８番	國部雅人君 只今、笹川町長より自らの進退について表明がありました。政治家笹川洸志ご自身の決断と重く受け止めたいと思います。１１年５か月の間、遠別町発展のため、発展のことを常に考え、大変なご努力・ご苦勞をされてきたと推察いたします。まだ任期は

	7か月ありますので少し早くはございますが、まずはこの場で今までのご苦勞に対し、尊敬と感謝の意を込めて労いの言葉をかけさせていただきたいと思います。本当にご苦勞様でございました。さて、先ほど申し上げましたとおり、任期は7か月ございます。答弁の中から1点と不出馬という回答を受けて1点、1件、2点、再質問させていただきたいと思います。町政執行方針の中で、町長は友愛苑の存続に関して不退転の覚悟をもって施設存続に向けた歩みを進めていくと述べられましたが、本日の答弁では具体的な進展はないと、ちょっとトーンダウンしたように聞こえてちょっと不安を感じました。複数の離職者の話も、この春聞こえてきておりまして、現場や関係者の間からは事業継承先が見つかる前に人員的に回らなくなってしまうんじゃないかという不安というか、焦りの声が聞こえてきております。交渉ごとなので、もちろん途中経過を公表するのが難しいことは重々承知しており、交渉を妨げるような情報を明らかにすべきではないとも考えております。しかし、公表せずとも現場に対してできることがあると考えます。スピード感をもって対応していただきたいと考えておりますが、12月のご答弁のとおり、今年度中に方向性の目処をつけるという方針に変わりはないでしょうか。確認させていただきたいと思います。もう1点、残り7か月となりました。これまで同様、全力で残り7か月町政に尽くしていただきたいと考えておりますが、この期間ですね、何を特に意識して残りの行政運営に臨むのかお聞かせいただきたいと思います。以上2点お願いいたします。
議長	小森嘉孝君 町長笹川洸志君。
町長	笹川洸志君 國部議員の再質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。労いの言葉をかけていただきました。大変ありがとうございました。ありがたく受け止めさせていただきます。残り7か月、再度申し上げますけれども、先ほどの答弁の中ではトーンダウンをしたんじゃないかというようなご指摘もございました。私自身の気持ちの中では決してそういうことは考えておりません。ただ、先ほど國部議員からもございましたけれども、交渉ごとでございますので、それがもう飛躍的に早い解決に結びつくかっていうと、必ずしもそうではないっていうこともご理解いただけるもんだというふうに思っております。現状、交渉も続けておりますし、また職員の介護士、介護職員の確保につきま

	しても、これは交渉先とも十分協議をしているところでございます。現状に不安を持たれることは、これはもうやむを得ないのことなのかもしれませんが、できうる限りその不安を払拭するような形が取れば一番いいことでありますけど、現状、今そういう段階には至ってないと。ただ、前にも申し上げたことがあろうかと思えますけれども、現状、今、介護士の待遇につきまして、現状の待遇よりも、退化させるような形の待遇をしてもらう形にはしてほしくないということは、相手方にも申し上げているところではございます。また、時期の面につきましても、今年度中っていうふうに目処をつけるっていうふうに前にも答弁した、お話を申し上げたことがございますけども、なかなかその今年度中っていうことには、今現状ならないということでご理解をいただきたい。ただ、交渉が今、時間が少しかう、遅くなってる。秒針の進み具合が遅くなってるっていうふうに理解をしていただければありがたいというふうに思います。あと残り7か月、どう行政運営するんだというお話でございますけれども、これはやっぱり集大成の中で、職員の皆さん方にも、課長職はじめ職員の皆さん方にもいろんな面で無理を言っていることが多々ございました。そういったことに対して感謝の気持ちをもちながら、さらには町民の皆さんの目線に立ったその姿勢は崩さないで、行政を進めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。
議長	小森嘉孝君 よろしいですか。それでは8番國部雅人君の一般質問はこれで終わります。次に3番大石幸夫君。
3番	大石幸夫君 改めましておはようございます。通告書に従いまして、带状疱疹予防接種ワクチン助成について質問いたします。带状疱疹は子どもの頃にかかった水疱瘡のウイルスが原因で痒みと痛みが伴う水泡ができ、治っても带状疱疹後神経痛という後遺症が長く続き、痛くて何もできなく、長期にわたり患者を苦しめる場合があります。後遺症を患った場合は、仕事や外出などに影響し、当然、日常生活の質が大きく下がります。発症リスクを抑制するワクチンがありますが、保険適用外であり自費診療となって金額も安くはありません。高齢者、特に年金生活者にとって大きな負担になり、接種をしたくても費用が高いため断念する方もいると聞いております。带状疱疹ワクチン予防接種費用の助成を行う考えはないか、町長にお伺いいたします。

議長	小森嘉孝君 町長笹川洸志君。
町長	笹川洸志君 大石議員の一般質問にお答えをさせていただきます。帯状疱疹ワクチン接種助成についてというご質問でございますけれども、帯状疱疹につきましては、水痘帯状疱疹ウイルス、いわゆる水疱瘡への感染後、生涯にわたって潜伏、感染しているウイルスを原因に加齢など感染者の免疫力の低下で再活性化して起きる病態であるというふうに聞いております。50歳代以降で罹患率が高くなり、70歳代がピークというふうにも聞いております。主な症状につきましては、ウイルスが感染した神経領域の皮膚の疼痛と、そして皮膚病変で代表的な合併症は、帯状疱疹後神経痛であり、感染例の10ないし、50%で生じるというふうに報告をされているところでございます。この帯状疱疹のワクチン接種につきましては、国におきましても定期接種化を検討しているところであるというふうに聞いておりますが、これは人から人への感染力が低いということ。また、その期待される効果や導入年齢に関して検討が必要であるということから、現在導入に至っていないというふうに聞いております。ワクチン接種費用が高額であることから、接種費用の一部を助成している自治体がありますけれども、現状、本町におきましては、2種類ワクチンがございますが、ワクチンの価格差が大きい上に接種回数、効果持続期間が異なることなどもありまして、現状、国の動向を注視しながら検討してまいりたいというふうに考えております。今、現状かなりこう安定的な形での効果、そして、もっと安価なというような形にもなっておりませんので、罹患した方につきましては、大変こう不運っていいですか、不幸でありますけれども、現状としては今はそういうふうに考えているところでございます。もうちょっとこう状況が変わり、転回した段階においては検討を加えていきたい、いく必要があるというふうに思っております。以上で答弁にかえさせていただきます。
議長	小森嘉孝君 再質問の申出がありませんでしたが、再質問があれば議長においてこれを許します。3番大石幸夫君。
3番	大石幸夫君 2種類あるワクチンの回数、効果、価格等の違いなど簡単に説明願いますか。
議長	小森嘉孝君

	課長からでいいですか。福祉課長小林大輔君。
福祉課長	小林大輔君 はい、私のほうから説明させていただきます。価格差につきましては、生ワクチンが1回接種で1回当たり9,620円。不活化ワクチンにつきましては、2回接種が必要でありまして、1回当たり2万7,000円というふうに町立病院から接種費用の見積もりをいただいているところであります。以上です。
議長	小森嘉孝君 小林福祉課長。
福祉課長	小林大輔君 はい、答弁漏れありました。効果の期間ですが、生ワクチン1回接種の場合ですと、5年間の効果がある。不活化ワクチン2回接種の場合は、10年間の効果があるというふうな報告があると聞いております。以上です。
議長	小森嘉孝君 はい、よろしいですか。それでは3番大石幸夫君の一般質問、あるの。失礼いたしました、3番大石幸夫君。
3番	大石幸夫君 答弁にありましたとおりですね、人から人の感染ではなく、あくまで個人の中に潜んでいるウイルスが、加齢とともに免疫が低下したら出てくるとそういうものでありますね。50歳以降、70歳ピークを、しかも3人に1人出る確率が、3人に1人ということで、一生に一度しかかからない病とも言われています。そうしますと、町民全員に強制的に接種する必要はないわけで、高額と言いますけども、あくまで希望者に、年齢、人数、金額、全額か何割かの助成か、いろいろ検討を工夫すればできるのではないかと。そんな大きな金額にはならないのではないかなと思いますが、その点どのように考えておりますでしょうか。国の動向を見るのではなく、遠別に住んでよかった街づくり、子や孫に残す街づくりを目指すためにも、是非、希望者に助成をしていただきたと思いますが、再度お考えを伺います。
議長	小森嘉孝君 笹川洸志君。
町長	笹川洸志君 再質問に、いただきました。希望者というお話でございます。前段、50歳以上、70歳以降もですね、3人に1人っていうのは、これは統計的な、トータル的な数字でありまして、3人に1人が必ず罹患するということではないっていうことはご理

	解いただけるというふうに思います。そんなことからですね、今ご質問にありました希望者に対する接種をとということでございますけれども、なかなかその現状の中で、今、はい分かりましたということにはならないと。ただ、その希望者っていうのがどれくらいあるかってこともまた、現状では掴みどころないっていうようなことで、新たに対象者に対する聞き取りなんかも行わないと出来えないということでございます。そんなことから予算措置もかなり難しくなってくるということでございまして、その接種を、希望者に対する接種をしたいって、してあげたいという気持ちはもう十分ございますけども、現状、今年度の予算、当初の予算の中ではみておりませんので、今後中身十分検討させていただき、また、先ほど申し上げましたように希望者がどれくらいいるのかっていうことも掴みながら進めていきたいというふうに思います。これ折角、高い金額ですので、例えば2分の1だとか、3分の1だとかっていう形がいいのかどうかっていうこともこれやっぱり、今後もそれは考えていかなきゃなんというふうに思いますので、少し時間的な猶予をいただければというふうに思います。
議長	小森嘉孝君 それでは3番大石幸夫君の一般質問はこれで終わります。次に6番白幡広喜君。はい。
6番	白幡広喜君 おはようございます。令和6年第2回定例議会において、議長より一般質問のお許しをいただきましたので通告書に従いまして、2点質問させていただきます。初めに中学校建設に踏まえて、今年に入り学校に行く機会がありまして、学校内を見させていただきましたが、築52年以上となる建物は老朽化が進み、教育の場としての安全性や機能性が著しく低下している箇所が数多く見受けられたところです。我が町の未来を担う生徒たちが安心して生活し、学習出来る場としての中学校を一日でも早く建設すべきと私自身も思っています。しかしながら、将来を不安視する町民の方も数多くいるのも事実です。中学校建設費は外構工事及び既存建物解体を含め32億円余り、基本設計等を含めると、全体では概算で34億円となり、その他備品や消耗品を含めたら遠別町始まって以来の大型事業になり、生徒たちも誇りに思えるような素晴らしい校舎になることだと思っております。令和5年度に実施設計を終了し、令和6年度より着工予定となり、3か年にわたり完成を目指すとの報告がありました。令和4年には遠別診療所の建設、令和5年にはとんがりかんの改修

	工事。また、令和6年度は旧町立病院及び健康管理センターの解体工事も見込まれており、短い年度期間で大きな事業を一度に進めることから、町民の方々からの今後の財政運営に対する不安の意見もございます。大型事業に伴う財政運営により、行政サービス等の低下に繋がらないようにし、遠別町の事業計画がスムーズにできないことがないようにしていただきたいと思います。以上のことを踏まえ伺います。大型事業を進めるにあたり、町民の不安等の払拭を図るため、今後の財政運営の見通しを示し、町民への行政サービスが低下することがないことを広報紙等により周知をする必要があるとも考えますが、町長の考えをお聞かせください。次に今後の小中学校の運営について、昨今のメディア等による情報では、少子高齢化に伴い人口減少が進み、我が町においても10年、20年後の児童生徒数が1学年1桁の数まで減少するとの見方もあります。そのような状況下において、小学校、中学校の単独運営となれば、財政的にも大きな負担となることが懸念されます。教育の質を維持しつつ適切な学校運営が必要だと思いますので、次のことを伺います。在校生の保護者及び学校運営協議会の機能を十分に生かし、10年、20年後の中期的な学校運営方針がこれからは必要と思うが、教育長のお考えをお聞かせください。以上2点についてお伺いしますが、答弁によりましては再質問させていただきます。
議長	小森嘉孝君 町長笹川洸志君。
町長	笹川洸志君 白幡議員の一般質問にお答えをさせていただきます。1点目につきましては私から。2点目につきましては教育長から答弁をいたします。まず大型事業に伴う町財政運営の見込みと行政サービス維持にかかる町民への周知についてということでございますが、昨年、6月議会定例会の一般質問で、将来の町財政についてのご質問があり、その際にも町民に対する行政サービスの低下を招かないよう、最善の対策をすることはもちろんのことであるというふうに答弁をさせていただいております。町立病院及び遠別中学校の建て替えは、施設の老朽化が激しく、長年の懸案事項でもあります。確かに時期としては複数の大型事業が重なり、建設費用も物価高騰の煽りを受け、予想していた建設費の2倍近くの金額となりましたが、老朽化した施設の今後を見据え改修することは、町民サービスにおいて必要不可欠な事業であり、必要な事業に対しては事業費だけで判断すべきではなく、総合的な街づくりとして取捨選択をしながら、遠別町総合

	計画の中で優先順位を付けて進めているところでございます。財政運営につきましては、国、道補助金の財源確保に努め、有利な地方債を活用するなど、町民に対する行政サービスの低下を招かないように、引き続き行財政運営に努めてまいります。また、町民周知につきましては、広報遠別4月号で事業概要を含め、町民に分かりやすくお伝えしたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。私からの以上、答弁は終わらせていただきます。
議長	小森嘉孝君 次に教育長佐藤裕昭君。
教育長	佐藤裕昭君 白幡議員の2点目の中長期的な小中学校の運営方針につきまして、答弁をさせていただきたいと思います。全国的に少子化の時代であり、町内においても65歳以上の割合が4割を超え、進学や転職に伴う転居など町内人口や児童生徒が年々減少し、町内児童生徒数合計で比べると、平成25年度には192名でありましたが、令和5年度では144名となっており、令和12年度には92名と予測しております。現在は学校運営及び必要な支援に関して協議する場として、学校運営協議会を開催し、小・中学校の校長から教育目標及び学校経営計画に関することや、教育課程の編成に関すること、地学協働に関することなど、発表やその成果などについて年数回会議で話し合われております。中期的な考え方としては、人口減少に伴う地域コミュニティの衰退、共働き世帯やひとり親世帯の増加、世帯当たりの子どもの減少といった様々な背景を考慮しながら、令和8年度から始まる第7期総合計画において、小・中学校のあり方など、学校運営協議会をはじめとして、各関係機関と十分協議し、将来の遠別町を担う子どもたちのために慎重に議論していく必要があると考えておりますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。
議長	小森嘉孝君 再質問があればこれを許します。6番白幡広喜君。
6番	白幡広喜君 はい、それでは再質問いたします。1点目ですが、只今、町長のほうからの答弁の中にありましたが、複合的な要因も重なり、物価高騰の煽りを受け、予想していた建設費の2倍近くの金額になったことは理解しますが、町民目線からしたら事業費だけで判断することが多々あると思います。そういった中、町民に不

	安を与えないよう広報紙のみならず、町民に伝えていく必要があると思います。また、令和5年度の各会計予算審査特別委員会の町長の答弁の中にありますように、ただ単に広報紙だけでなく、異例にはなりますけども、別な形の方法で町民の皆さんにお知らせをし、不退転の決意で皆さんにお伝えをしたいと綴っておりますが、どういった方法で伝えたのか伺います。また、次に2点目ですが、学校運営協議会についてですが、この協議会は学校運営の基本方針の承認を通じて、育てたい子ども像や目指す学校像などに関する学校運営のビジョンを共有するというようになっていると思いますが、町内における学校運営協議会も各学校の先生方、PTAの方、地域の方も含め運営されていることだと認識していますが、やはり在学生の保護者等も含め、一般の方の、町民の方にも幅広く周知していただくためにも、会議の公開、テレビ電話等による周知、会議の傍聴も可能であることも含め、多くの町民に向けに発信はできないのか伺います。
議長	小森嘉孝君 町長笹川洸志君。
町長	笹川洸志君 白幡議員の再質問にお答えをさせていただきます。町民目線からってというお話がございました。正しく私、常に町民目線っていうようなことも心に持ちながら行政を進めてきたところがございます。いろんなご意見あるんだというふうに思いますが、これ、言葉で伝えるってということが正解なのか、それとも、紙で、紙です、財政、財源も含めたその財政運営だとか工事費だとかってことを、きちっとその数字の目に入るような形で伝えることが、私はより今この時点にいきますと有意義なのかなというふうに思っております。先ほども、答弁の中で申し上げたことがございますけども、広報紙の中でっていうふうに申し上げました。ただこれ、広報誌の中でただ単にその月ごとに、4月だら4月号に載せるということだけではなくて、考え方としては特集号みたいな形でお知らせをするということも必要なのかなというふうに思っております。今私自身の任期が7か月っていう中で、町民懇談会だとかっていう形が、果たしていいのかどうかってことは、今、私、心の中で葛藤しております。言葉の、町民懇談会で質疑を受けて、私なり管理職からこう言葉で伝えるっていうことが、どこまでその住民の方に響くのかっていうことも、私ちょっと考えておりまして、それよりも、むしろいろんな機会で私の口から町民の皆さんにこれを、お知らせをしながら理解をしていただく。そして、併せて広報紙の特集号みたいな形でそれを

	お知らせするっていう形が、一番住民の皆さんには理解してもらえないのではないのかなというふうに思っているところでございます。私から以上です。
議長	小森嘉孝君 教育長佐藤裕昭君。
教育長	佐藤裕昭君 はい、再質問にお答えをさせていただきます。主に保護者の、委員として保護者の加入なり、また、広く公開はできないのかというような部分であったかと思うんですが、まず最初に謝らなきゃならないっていうか、お詫びしながらお話しする形にはなるんですが、公開の部分につきましては、この会則の中で、できるだけ公開しなさいっていうふうにうたわれておりますが、実際、今までどうだったんだっていう部分でありますと、特段、お知らせしなかった部分が多々あったっていうか、ほぼほぼ、お知らせはしてないで開催だけを、開いてたっちゃうのが現状でございます。今後につきましては、双方向またホームページで開催に向けての案内なり、その当日の議案、こういうことが協議されますっていうような部分を合わせてですね、広く周知をしていきたいという考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。それと委員の中の保護者につきましては、PTAの役員ということで保護者が、小・中合わせてですね、入っております。ただ、その人数的にその保護者1名、各PTAから1名という形で入ってございますが、これに向けても将来的に1名でいいのかっていう部分もございますので、それは検討をしていきたいというふうに考えてございます。以上です。
議長	小森嘉孝君 再々質問はございますか。よろしいですか。それでは6番白幡広喜君の一般質問はこれで終わります。次に4番白井金治君。はい。
4 番	白井金治君 おはようございます。議長の許可を得ましたので、通告順に従い、酪農経営におけるスマート農業について質問させていただきます。本町の農業は、恵まれた土地資源を背景に、酪農、稲作、畑作と多様な経営体が混在しております。令和5年は、購入濃厚飼料の諸資材高騰及び仔牛価格の安値などにより、酪農経営には非常に厳しい年でありました。令和6年も円安による購入飼料等の高騰など依然として状況が続いております。遠別町の酪農においては、複数の酪農家で法人を設立し、共同で育成牛など

	を協力して作業効率を、向上を図っているところであります。国内の先進地では、人工知能やドローンを使ったスマート農業が酪農においても行われており、乳牛個体管理や牧草の生育状況などを把握し、作業効率などが向上されております。遠別町の酪農においても、スマート農業の導入を推進するため、諸施策を考える時期に来てるのではないかと考えますが、町長はどのように考えてるかお聞かせ願いたいと思います。なお、答弁によっては再度町長に再質問させていただきます。
議長	小森嘉孝君 町長笹川洸志君。
町長	笹川洸志君 白井議員の一般質問にお答えをさせていただきます。酪農経営におけるスマート農業の推進についてというご質問でございました。本町の酪農経営におきましては、乳価については上昇したものの、依然として飼料、肥料等の高騰が続いておりまして、さらに仔牛価格の安価傾向もありまして、酪農全般におきましては非常に厳しい状況であるということを認識をしているところでございます。その厳しい状況の中、法人設立による共同化、さらには自動搾乳ロボットや自動給餌機、哺乳ロボットを導入するなど、作業効率や生産性を高める酪農経営が進められており、安定かつ持続的な酪農経営を確保していくには、さらなる先進的な取り組みが求められている状況でありまして、スマート農業の導入を推進していく必要があるというふうに考えております。本町のスマート農業の取り組みといたしまして、これまでJAるもい遠別支所にRTK基地局を整備したほか、国の補助事業による自動操舵装置の導入など取り組んできております。今後におきましても、JAるもい、普及センターを始め、クラスター協議会等の団体と連携をいたしまして、AIやビッグデータ等との活用など、先進技術の普及を図るとともに、スマート農業に向けた整備要望を把握し、引き続き国の補助事業等を活用しながら、安定した酪農経営の推進に努めてまいりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。
議長	小森嘉孝君 再質問があればこれを許します。4番白井金治君。
4番	白井金治君 我が国の農業、スマート農業は当初、農業すい、従事者の減少と高齢化に伴う労働力の不足に課題解決するために、事業として注目されましたが、現在では調和の取れた食料システムの実

	現からも、必須とされております。本町においては、有害鳥獣対策に苦悩している現状であります。対策としては、遠隔監視ロボット導入等の、考えられます。また、地域温暖化に伴う農業、気象が頻発している、まだ気象が対策などにきめ細かな情報提供を行政機関が行うのはもとより、農業者が積極的に取り入れ、気象リスクを踏まえ、農業であり、最先端のスマート農業は、でなくとも、何か1つ導入できれば省略化、効率化ができると思われませんが、この点について再度伺いいたします。
議長	小森嘉孝君 町長笹川洸志君。
町長	笹川洸志君 再質問の中身をちょっと、十分、私理解できなかった分もございます。ただ、農業だけではないんですが、いろんな産業をも含めての答弁になってしまうわけでありまして、やっぱり、農業なら農業、一次産業に従事する方の手が足りなくなってるっていう現状があります。再質問の中身はそれに対してどう対応するんだということを聞いたかったんじゃないのかなというふうに、私は理解をしているところでございますけれども、現状、酪農のロボットの導入につきましては、やっぱり1戸で、個別の一戸一戸の経営者、経営体ではなかなか導入が難しいっていうものがあるっていうふうに私は理解をしております。質問の中に、質問の最初の中に、法人設立による共同化という言葉がございました。まさしくそのことがやはり、従事する方の労働力を確保するっていうことにつながるというふうに思っております。その中で、その中でそのロボットの導入、それから最先端の技術を取り入れるという形になってくるんだっていうふうに思います。これ、現状の先ほど、最初の答弁でも申し上げましたけれども、特にその飼料代が高くなってる。それで肥料代も高くなってる。それが個別経営ではなかなか難しい。多頭飼育っていう形にこう移らざるを得ないっていうのはそういう状況も理解しているところでありまして、状況としては今の酪農を取り巻く情勢が、今現状どこまでできるのか、ロボットの導入はどっからなのかっていうようなこともですね、十分協議しながら、また酪農家の方、そしてJAるもい、そして農業改良普及所、そういった方々と詰めながら、こういった支援ができるのかってことは考えていくべきだというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長	小森嘉孝君 よろしいですか。よろしいですか。
	(「はい」との声あり)
議長	小森嘉孝君 それでは４番白井金治君の一般質問はこれで終わります。次に２番橋本初昭君。はい。
２番	橋本初昭君 おはようございます。令和６年第２回定例会議会において、議長の許可をいただきましたので、通告書のとおり質問させていただきます。今後１０年間の財政収支、財政仮定計算状況表の作成・公表について、本町においては、令和４年度から２か年で、町立診療所整備事業、令和５年度に旧とんがりかん改修工事と大型公共事業が展開されています。また、さらに令和６年度から４か年度で中学校建替事業、旧国保病院解体工事合わせて約３６億円の大型公共事業の展開が予定されています。今後における本町財政の状況が不透明な中、町民の中には事業の執行に不安視する声も上がっています。そこで、過去にも作成・公表した経緯もありますが、再度、今後の限られた財源を効率的・効果的に活用し、予算の執行を通じ本町がどのように行財政運営を行うかを見るための基礎資料として、町民・議会に対し、今後１０年間の財政収支、財政仮定計算状況表を作成し、公表する考えはないか町長にお伺いします。なお、答弁内容によっては再質問の権利を留保いたします。
議長	小森嘉孝君 町長笹川洸志君。
町長	笹川洸志君 橋本議員の一般質問にお答えをさせていただきます。今後１０年間の財政収支状況表の作成・公表についてというご質問でございました。本町の財政構造につきましては、歳入の５０％以上を地方交付税に依存し、歳入全体の８割近くが補助金、地方債を含む依存財源により構成されております。自主財源が２割程度という財政状況の中、各種事業の実施につきましては、遠別町総合計画を基に、追加・見直しを行いながら進めてまいりましたが、近年の価格高騰の影響により、事業費が増え続け不安を感じている方々がいらっしゃいますことは十分理解をしております。大型事業の実施につきましては、補助制度、地方債、各種基金残高など事業に必要な財源を見極めて判断し、基金繰入額も必要最小限となるよう予算編成に努めております。ご質問の趣

		旨でございました、今後１０年間の財政収支状況の作成につきましては、令和８年度を初年度とする第７期遠別町総合計画が作成されます。計画未策定の状況では見通しも立たないため、現状分かる範囲の中で収支状況を作成し、広報紙で公表したいというふうに考えておりますので、ご理解をいただくようお願い申し上げます。以上で橋本議員の一般質問の答弁とさせていただきます。
	議長	小森嘉孝君 再質問があればこれを許します。２番橋本初昭君。
	２番	橋本初昭君 それでは再質問させていただきます。町長から収支状況を作成し、公表すると前向きな答弁をいただきました。財政収支状況表の作成・公表は、町民・議会に対しての重要な行政の情報発信の１つのツール。つまり手段だと私は考えています。情報発信の必要性は、行政サービスの周知や利用促進のための地域住民に正しい情報を伝えること、また、地域の外部の方に遠別町の魅力を伝えることが肝要だと考えています。昨年３月定例議会において、令和５年度遠別町一般会計予算議決に対して「大型事業が続く中、費用対効果を考慮し、将来への健全財政を構築して町民の不安を解消するよう町民への親切丁寧な説明に努められたい」との附帯意見がされました。私は昨年５月から町議会議員として活動を続けていますが、笹川町政の町民・議会に対しての親切丁寧な情報発信のあり方について、物足りなさを感じるのには私だけでしょうか。例えば、１つの例として、中学校建設に向けての情報発信ですが、町政執行方針、教育行政執行方針も単なる、建設しますだけの記述だけであります。建設に向けての具体内容として、災害対策として、河川が近いので、基礎を嵩上げ、対応、機械室、電気室を２階に配置して建設。防災対策として、建物内に備蓄倉庫の設置。省エネ対策として、太陽光発電の設置。環境対策として、ＣＯ２削減に対応した建物の建設。社会教育等の各種事業の充実対策として、町民に対しての学校内各施設の開放。様々な要素の付加価値があり、単なる学校ではない。設計するメリットを強調していない、情報発信がない、まさに発信不足。結果、町民からデメリットの意見が寄せられることも考えています。このようなことから、事業の議決だけの発信ではなく、計画段階での発信も大切じゃないでしょうか。今一度、行政、町長、職員を含めた行政が、町民・議会に対しての行う今後の情報発信のあり方について町長の見解を求めます。

	議長	小森嘉孝君 町長笹川洸志君。
	町長	笹川洸志君 橋本議員の再質問にお答えをさせていただきます。まずは、情報発信不足ということのご指摘が最後ございました。その通りだというふうに私も思っております。だからこそ、先ほど白幡議員の一般質問にもお答えさせていただきましたけども、ただ単に広報紙、月例の広報誌だけではなくて、特集号作りながら皆さんに情報を開示するっていうことも必要ですし、それから計画段階の、設計段階のその説明の不足も十分私、認識をさせて、改めて認識をさせていただいたところであります。今、いろんなご指摘がございましたけども、それを一々どうこうってことは、申し上げることはいたしませんけれども、それは今のご指摘のことを十分対しながら、職員にも指示をし、皆さんに理解していただける中学校建設に向けての行動を改めて起こしたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。
	議長	小森嘉孝君 よろしいですか。それでは２番橋本初昭君の一般質問はこれで終わります。以上をもって通告のありました一般質問は終了します。これにて一般質問は終了します。暫時休憩します。１１時１０分まで。
		休憩（１０：５４） 再開（１１：１０）
日程第３	議長	小森嘉孝君 休憩を解き会議を再開します。日程第３、議案第１３号、遠別町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正についてを議題とします。提案理由内容の説明を求めます。総務課長坂川敏文君。
	総務課長	坂川敏文君 はい、只今上程されました、議案第１３号、遠別町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について、提案理由及び内容のご説明をいたします。 説明（記載省略）
	議長	小森嘉孝君 これより本案に対する質疑を行います。以上で本案に対する質疑は終わります。お諮りいたします。議案第１３号、討論省

		略、採決してよろしいですか。
		(「異議なし」との声あり)
	議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。議案第 13 号について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。
		(全員起立)
	議長	小森嘉孝君 起立全員であります。したがって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。
日程第 4	議長	小森嘉孝君 日程第 4、議案第 14 号、遠別町職員等の定数に関する条例の一部改正についてを議題とします。提案理由及び内容の説明を求めます。総務課長坂川敏文君。
	総務課長	坂川敏文君 はい、只今上程されました、議案第 14 号、遠別町職員等の定数に関する条例の一部改正について、提案理由及び内容のご説明をいたします。 説明(記載省略)
	議長	小森嘉孝君 これより本案に対する質疑を行います。以上で本案に対する質疑は終わります。お諮りいたします。議案第 14 号、討論省略、採決してよろしいですか。
		(「異議なし」との声あり)
	議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。議案第 14 号について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。
		(全員起立)
	議長	小森嘉孝君 起立全員であります。したがって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。
日程第 5	議長	小森嘉孝君 日程第 5、議案第 15 号、遠別町国民健康保険診療所開設に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とします。提案理由及び内容の説明を求めます。総務課長坂川敏文君。
	総務課長	坂川敏文君 はい、只今上程されました、議案第 15 号、遠別町国民健康保険診療所開設に伴う関係条例の整備について、提案理由及び内容のご説明をいたします。

		説明（記載省略）
	議長	小森嘉孝君 これより本案に対する質疑を行います。
		（「なし」との声あり）
	議長	小森嘉孝君 以上で本案に対する質疑は終わります。お諮りいたします。議案第１５号、討論省略、採決してよろしいですか。
		（「異議なし」との声あり）
	議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。議案第１５号について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。
		（全員起立）
	議長	小森嘉孝君 起立全員であります。したがって、議案第１５号は原案のとおり可決されました。
日程第６～ 日程第８	議長	小森嘉孝君 日程第６、日程第６から、失礼いたしました。日程第６から日程第８、議案第１６号から議案第１８号までは審議の関係上、一括議題としてよろしいでしょうか。
		（「異議なし」との声あり）
	議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。したがって、日程第６から日程第８にかかる議案第１６号、遠別町第１号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから、議案第１８号、遠別町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてまで、以上３件について一括議題とします。議案ごとの提案理由及び内容の説明を求めます。総務課長坂川敏文君。
	総務課長	坂川敏文君 はい、只今一括上程されました、議案第１６号、遠別町第１号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第１７号、遠別町第２号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について及び議案第１８号、遠別町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、提案理由及び内容のご説明をいたします。 説明（記載省略）
	議長	小森嘉孝君 これより３件一括で質疑を行います。８番國部雅人君。

8 番	國部雅人君 条文の中で再任用のところですね、一会計年度内で同一の任命権者に再度任用されることによりという文言がありますけれども、その同一の任命権者という文言を入れる必要が。
議長	小森嘉孝君 すいません。
8 番	國部雅人君 はい。
議長	小森嘉孝君 議案、議案どこですか。議案の、何号ですか。
8 番	國部雅人君 16号です。
議長	小森嘉孝君 議案16号、はい。
8 番	國部雅人君 はい、勤勉手当のところですね、はい、同一の任命権者とありますけれども、これで、これを入れることにより不利益が起こる可能性が考えられると思うんですけれども、これが必要なのかどうか、お教えいただきたいと思うんですけれども。
議長	小森嘉孝君 休憩しますか。暫時休憩します。
	休憩（11：23） 再開（11：27）
議長	小森嘉孝君 休憩を解き会議を再開します。坂川総務課長。
総務課長	坂川敏文君 申し訳ございません。確かにこの書き、条例の制定の方法でいくと、6か月間を満たない場合には勤勉手当の支給の対象とならないような条例の制定となっております。そういった状況は現在のところ考えていないということで、この条例の制定をさせていただきましたが、今後、不利益が生じる場合等がございましたら、改めて訂正させていただき、そういったことのないような取り扱いをさせていただきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。
議長	小森嘉孝君 よろしいですか。8番國部雅人君。
8 番	國部雅人君 期末手当のところも同様の書きぶりがございますので、そこ

	も考慮いただきたいと思います。もう１点ですね、この不利益を生じさせないためにその取りやめるような人事とか、人事に影響の与えるようなことのないような取り扱いをお願いしたいと思います。
議長	小森嘉孝君 答えます。答弁いります。いらないですか。
８番	國部雅人君 了解していただければと思います。
議長	小森嘉孝君 坂川総務課長。坂川総務課長。
総務課長	坂川敏文君 はい、申し訳ございません。そのような取り扱いを十分心得て対応したいと思います。
議長	小森嘉孝君 ほかに質疑ございませんか。２番橋本初昭君。
２番	橋本初昭君 ちょっと参考に聞かせてください。条例の１７号、会計年度職員の給与の改正なんです、昨年の８月の人事院勧告に伴って改正しますと。で、一般職は４月に遡及して差額を払ってます。会計年度職員はこれ全国統一の扱いなんですか。遡及はしないで、あくまでも翌年度の４月から人事院勧告の給与を参考にして適用して実施するっていう取り扱いになってるのかどうか、お願いします。
議長	小森嘉孝君 坂川総務課長。
総務課長	坂川敏文君 はい、ご質問の内容ですが、職員については確かに４月に遡及して、人事院勧告のとおり給与の支給額を変更しております。で、会計年度任用職員についても、国で言ってるのは、国ではないですね、この会計年度の給与の表については、市町村の考え方等もございまして、遡及している自治体もございまして、翌年度から適用している自治体もございまして。本町においては、会計年度任用職員については、人事院勧告が改正されたら翌年度の４月からの支給額を改正するというような取り扱いで行っております。
議長	小森嘉孝君 ２番橋本初昭君。

2 番	橋本初昭君 今の答弁ですと、その各種団体に遡及適用してる団体もあれば、翌年度の４月からの適用すると。いや、確かに臨時と正職の違いはあるけど、かたや１２月に職員が差額分もらいました、かたや臨時っていいながらも人事院の給与を適用するっていうのであれば、町長、来年っていうか今年からでもそのぐらいの遡及適用で支給してもいいんじゃないかと私は思いますが、町長の考え方をお聞かせください。
議長	小森嘉孝君 町長笹川洸志君。
町長	笹川洸志君 再任用職員の待遇ですけれども、今、橋本議員おっしゃるような形の遡及適用をすることが、言えば同じ、同じっていう、同じ仕事はしていませんけれども、やはり一生懸命頑張ってもらってるっていうそういうことをね、やっぱりそういう形で評価すると。それはごく妥当なことだというふうに私は思ってます。ですから、遡及適用すべきだというふうに思ってますので、そういう指示もさせていただきます。
議長	小森嘉孝君 よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。以上で本案に対する質疑は終わります。議案ごとに採決を行います。お諮りいたします。日程第６、議案第１６号、討論省略、採決してよろしいですか。
	(「異議なし」との声あり)
議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。議案第１６号について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。
	(全員起立)
議長	小森嘉孝君 起立全員であります。したがって、議案第１６号は原案のとおり可決されました。
議長	小森嘉孝君 日程第７、議案第１７号、討論省略、採決してよろしいですか。
	(「異議なし」との声あり)
議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。議案第１７号について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。

		(全員起立)
	議長	小森嘉孝君 起立全員であります。したがって、議案第 17 号は原案のとおり可決されました。
	議長	小森嘉孝君 日程第 8、議案第 18 号、討論省略、採決してよろしいですか。
		(「異議なし」との声あり)
	議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。議案第 18 号について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。
		(全員起立)
	議長	小森嘉孝君 起立全員であります。したがって、議案第 18 号は原案のとおり可決されました。
日程第 9	議長	小森嘉孝君 日程第 9、議案第 19 号、遠別町税条例の一部改正についてを議題とします。提案理由及び内容の説明を求めます。住民課長西尾英樹君。
	住民課長	西尾英樹君 はい、只今上程されました、議案第 19 号、遠別町税条例の一部改正につきまして、提案理由及び内容についてご説明いたします。 説明（記載省略）
	議長	小森嘉孝君 これより本案に対する質疑を行います。2 番橋本初昭君。
	2 番	橋本初昭君 これ、国保税の改正なんです、なかなか一般の町民の方、どれだけ上がるっていうのがやっぱり分からないんですよね。はっきり言って理解できない。それで、私今回モデルケースってのをちょっと聞いてみたいんですが、例えばモデルケース 1 として、世帯主が 45 歳、配偶者が専業主婦、子ども 2 人義務教育、で、給与年収が 350 万で固定資産がなし。で、もう 1 つのモデルケース 2 世帯主が 70 歳、配偶者が専業主婦、年金収入が 200 万、持ち家、固定資産が持ち家 1 軒、こういうそういう標準世帯の場合、今回の税条例の改正でどれほどの国保税が上がるか、教えてほしいと思います。

議長	小森嘉孝君 小林福祉課長。
福祉課長	小林大輔君 はい、私のほうから説明させていただきます。まず先にありました、4人家族で45歳、子ども2人、年収が350万、固定資産なしということでのモデルケースでいきますと、現行よりも年額で10万7,800円の増額となります。また、2点目の70歳高齢夫婦世帯、年収、年金収入200万を想定していますが、現行と比較しまして、差額が4万5,230円の増額の予定となっております。以上です。
議長	小森嘉孝君 2番橋本初昭君。
2番	橋本初昭君 正にこれ、議決になって6月から賦課するんですけども、正にこれ、情報発信の1つなんですよね、町民に分かりやすい。ですから、これ議決になって6月の賦課前に4月、5月、2か月ありますから、町民に分かりやすい説明ってのを心掛けてPRしてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。
議長	小森嘉孝君 小林福祉課長。
福祉課長	小林大輔君 はい、分かりやすいようなモデルケースも含めまして、分かりやすいような情報提供に努めたいと思いますので、よろしくお願いします。
議長	小森嘉孝君 ほかに質疑はございませんか。8番國部雅人君。
8番	國部雅人君 今回の増額によってですね、ちょっと、私は令和5年度のデータしか持っていないんですけども、管内とか、全道単位での程度、ランクっていうんですかね、どの程度の額になる見込みなのかお伺いしたいと思います。
議長	小森嘉孝君 答弁できますか。いけますか。大丈夫ですか。小林福祉課長。
福祉課長	小林大輔君 はい、先ほどのモデルケースの例で申し上げます。とですね、各団体において資産、基金の状況等が違いますので、一概に高い、安いというところにはならないかと思いますが、管内でいきますと先ほどの350万円の4人家族または高齢者の2人世帯

		のところでいきますと管内で申しますと、一番高いところに該当するような形になります。以上です。全道ですかね、ちょっと全道のほうにつきましてはちょっと調べきれていませんで、必要でしたらこれから調査したいと思います。以上です。
	議長	小森嘉孝君 よろしいですか。後でいただきます、答え。全道のやつはいいですか。休憩します。
		休憩（１１：４２） 再開（１１：４５）
	議長	小森嘉孝君 休憩を解き会議を再開します。ほかに質疑はございませんか。以上で本案に対する質疑は終わります。お諮りいたします。議案第１９号、討論省略、採決してよろしいですか。
		（「異議なし」との声あり）
	議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。議案第１９号について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。
		（全員起立）
	議長	小森嘉孝君 起立全員であります。したがって、議案第１９号は原案のとおり可決されました。昼食のため休憩いたします。１３時１５分まで。
		休憩（１１：４６） 再開（１３：１５）
日程第１０	議長	小森嘉孝君 休憩を解き会議を再開します。日程第１０、議案第２０号、遠別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題とします。提案理由及び内容の説明を求めます。福祉課長小林大輔君。
	福祉課長	小林大輔君 はい、只今上程されました、議案第２０号、遠別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正につきまして、提案理由及び内容の説明をいたします。 説明（記載省略）
	議長	小森嘉孝君 これより本案に対する質疑を行います。ありませんか。以上で本案に対する質疑は終わります。お諮りいたします。議案第２０号、討論省略、採決してよろしいですか。

		(「異議なし」との声あり)
	議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。議案第 20 号について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。
		(全員起立)
	議長	小森嘉孝君 起立全員であります。したがって、議案第 20 号は原案のとおり可決されました。
日程第 11	議長	小森嘉孝君 日程第 11、議案第 21 号、旭温泉設置条例の一部改正についてを議題とします。提案理由及び内容の説明を求めます。経済課長小森正広君。
	経済課長	小森正広君 はい、只今上程されました、議案第 21 号、旭温泉設置条例の一部改正について、提案理由及び提案内容についてご説明いたします。 説明（記載省略）
	議長	小森嘉孝君 これより本案に対する質疑を行います。2 番橋本初昭君。
	2 番	橋本初昭君 すいません、宿泊の部なんです、中学生で約 31%、小学生で約 40%の値上がりなんです、議長、ちょっとこれ資料の提出を求めます。積算資料を文面で提出願えますか。
	議長	小森嘉孝君 積算資料は提出できますか。できます。暫時休憩します。
		休憩（13：20） 再開（13：24）
	議長	小森嘉孝君 休憩を解いて会議を再開いたします。追加質問をお願いします。2 番橋本初昭君。
	2 番	橋本初昭君 すいません、追加質問で令和 4 年の 4 月 1 日から令和 5 年の 3 月 31 日までの中学生以上、小学生のそれぞれの宿泊者の実績を併せて答弁願います。以上です。
	議長	小森嘉孝君 答える。小森経済課長。

経済課長	小森正広君 はい、令和４年度の宿泊者数ですが、これちょっと大人ふく、宿泊者数のみ押さえておりまして、１，９０６人となっております。ちょっと、大人と小学生の、ちょっとその部分につきましては、ちょっとお時間ください。はい。
議長	小森嘉孝君 したら、前段の資料も要りますよね。
	（「要ります、ただそれ、だってそれなかったら議決にちょっと」との声あり）
議長	小森嘉孝君 はい、暫時休憩いたします。
	休憩（１３：２５） 再開（１３：４４）
議長	小森嘉孝君 休憩を解き会議を再開いたします。経済課長のほうから先ほどの人数等の説明をお願いいたします。小森経済課長。
経済課長	小森正広君 はい、先ほど、全数量１，９０６人の内訳ですが、子どもについては１４人、大人については１，８９２人であります。
議長	小森嘉孝君 ここはよろしいですか。追加の質問に対する答弁を求めたいと思います。富士原副町長。
副町長	富士原栄治君 はい、したら自分のほうから橋本議員の質問に答えさせていただきます。宿泊料金の改正につきましては、町内の事業者さんの宿泊料金を参考についでいうか、元にですね、旭温泉の料金も改正をしたところです。
議長	小森嘉孝君 よろしいですか。ほかに質疑あればお受けします。８番國部雅人君。
８番	國部雅人君 今のちょっと休憩中に話させていただいたんですけどもね、ダイナミックプライシングに関してですね、要は、繁忙期に値段が上がると、閑散期に下がるというような考え方が今結構主流になってきているところでありまして、それに対するですね、考えでこれも先ほど町長も申しあげ、おっしゃってたとおり、これは上限なんですよ、決めてるのが。なので、そのある程度、もっと例えば上げて自由な幅を与えるのも１

	つの政策の1つだとは思うんですよ。ただ一方で、その工事業者の宿泊っていう部分ですね、そういった、変にしたら工事に跳ね返ってきてしまうっていう部分あって、難しいとは思いますが、その辺ですね、そのダイナミックプライシングに対する、その考えというかですね、そういったものを難しいと思うんですけど、どのように考えてるか、ちょっとお聞かせいただければと思います。
議長	小森嘉孝君 笹川町長。
町長	笹川洸志君 今の國部議員の質問でございますけども、そういうその繁忙期に入館料って言いますか、宿泊料を上げるっていうことも、これ、今どこの地域、どの地方でも行われていることでありますし、それを導入するっていうことになると、かなりこう、地域としてもちょっとこう、にすくわないって言いますか、そういうことも考えられます。で、いろんな、例えば旭温泉のことを頭において話ししますと、旭温泉が仲介業者に部屋を割り当てるといっているのは、そういう方法もやってるんですよ。で、直接温泉のほうで宿泊希望者から受入れるっていうのもやってるんです。それをその弾力的にあんまりやりすぎますと、果たしてどうなのかなっていうその、宿泊料が異常にこう上がってみたり、そのことが旭温泉に対する評価を下げてみたりっていうことがありますので、これはやっぱりうちの旭温泉にそのプランを導入するってことが、果たしてどうなのかなっていう思いをもってます。で、先ほどこっと休憩中にもお話をさせていただきましたけども、遠別町の絶対的なその宿泊を収容する能力が遠別町内にはないんですよ、で、どんどんどんどんこう旅館を営業されてる方がこう辞められていくっていうのは、そういう状況でありますので、なんとかやっぱりそれをこうストップかけるって意味においても、今、國部議員からお話、提案があったような形のものが果たしてそれに、につかうのかどうかってことも、ちょっとこう私は、まだ、私の中では結論が出ていないっていうような状況でして、今後、そういう方向に向けて指定管理を受ける側も対応できるような体制に取れば、それは可能かなというふうに思っているところでございます。
議長	小森嘉孝君 よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。以上で本案に対する質疑は終わります。お諮りいたします。議案第21号、討論

		省略、採決してよろしいですか。
		(「異議なし」との声あり)
	議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。議案第 2 1 号について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。
		(全員起立)
	議長	小森嘉孝君 起立全員であります。したがって、議案第 2 1 号は原案のとおり可決されました。
日程第 1 2	議長	小森嘉孝君 日程第 1 2、議案第 2 2 号、遠別町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。提案理由及び内容の説明を求めます。福祉課長小林大輔君。
	福祉課長	小林大輔君 はい、只今上程されました、議案第 2 2 号、遠別町介護保険条例の一部改正につきまして、提案理由及び内容の説明をいたします。 説明(記載省略)
	議長	小森嘉孝君 これより本案に対する質疑を行います。ありませんか。以上で本案に対する質疑は終わります。お諮りいたします。議案第 2 2 号、討論省略、採決してよろしいですか。
		(「異議なし」との声あり) 議長
	議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。議案第 2 2 号について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。
		(全員起立)
	議長	小森嘉孝君 起立全員であります。したがって、議案第 2 2 号は原案のとおり可決されました。
日程第 1 3	議長	小森嘉孝君 日程第 1 3、議案第 2 3 号、遠別町屋内こども遊戯場・テレワーク施設設置及び管理条例の制定についてを議題とします。提案理由及び内容の説明を求めます。経済課長小森正広君。
	経済課長	小森正広君 はい、只今上程されました、議案第 2 3 号、遠別町屋内こども遊戯場・テレワーク施設設置及び管理条例につきまして、提案理由及び提案内容の説明をいたします。

	説明（記載省略）
議長	小森嘉孝君 これより本案に対する質疑を行います。8番國部雅人君。
8番	國部雅人君 何点かお伺いさせていただきます。まずは、3条の施設の構成ということでいろいろ挙げてます。で、同様の条例を確認したところ、道の駅なんかは駐車場も施設の構成として入っておりまして、これ施設の構成、駐車場入ってないんですけれども、これの管理状況、管理というかですね、管理責任がどこになると想定しているのか、お教え願いたいと思います。あとは、施設の利用料無料ということで、当初より利用料無料ということで町長からの発表も聞いているところではあるんですけれども、町外からの利用も全て無料なのか、2階に関してはビジネス用途でありますので、それも無料という考えが果たしていいのか、ちょっと町内からもですね、金掛けてその、ただで使わせるのか、誰のために金を掛けてんだっていう声もね、聞こえてくる部分もありますもんですから、ちょっと確認させていただきたいのと、2階のビジネススペースにおきましては、おそらく、電源、USB、USB電源もあれば、USB電源とwifiとちょっと施設、詳しく分かんないんですけど、プリンターなんかもワークスペースの場合では提供されてる場合もありまして、そういった部分の利用料もあくまでも無料という考えでおられるのか、ちょっと伺わせていただきます。
議長	小森嘉孝君 いいですか。小森経済課長。
経済課長	小森正広君 はい、まずですね、駐車場につきましては、管理上は除雪のほうを運営上行うということで、施設的には入れてはいない、記載していないという状況です。区分けとして、表記されてるのは5つの部門に分かれておりまして、基本的に室内の部分っていうところで、条例には建物部分を基本5つの箇所と分けて定めているところです。駐車場についても運営上、冬期間除雪等も行う、上の部分のところは、なっている状況です。で。
議長	小森嘉孝君 ちょっと休憩します。
	休憩（13：59） 再開（14：02）

議長	小森嘉孝君 休憩を解き会議を再開します。小森経済課長、小森経済課長。
経済課長	小森正広君 駐車場を含めてですね、この辺は委託契約上の中の運用の中で示してですね、仕様書等も設計書の中にも組み込んでまいりますので、ご理解のほういただきたいと思います。それとあと料金の関係なんですが、基本、上も、2階ワークスペース含めて、町内町外問わず今現時点としては、無償でいくという考えで進んでおります。で、プリンター先ほど話しあったんですが、基本的にプリンターは現在のところは設置しておりません。今後その運用上、どうしてもプリンターが必要であるとか要望等があれば、またそういう要望に応じて導入した場合、また料金、そういうときにはまた料金等も発生する可能性も出てきますので、そういうときにはまた条例含めて、管理のあり方含めて、また、運営してみてまたその辺は対応していく必要があるかなというふうに考えてます。
議長	小森嘉孝君 よろしいですか。8番國部雅人君。
8番	國部雅人君 先ほどの町外っていう部分でですね、そういった町民の声は実際あります。なので、そういったところの考え方をですね、一度、明確に町長にお伺いしたいと思います。
議長	小森嘉孝君 笹川町長。
町長	笹川洸志君 使用料の関係ですけども、施設の利用は本来、無料にすることによってスタートして、しようとしています。で、なぜ町外から来る人間までもっていう、そういう疑問ってのは分からないわけではないんですが、あの施設をとんがりかんとして改修して今オープンしようとする、その1つの大きな目的って言いますか、目的は、交流人口の増加っていうことを大前提に考えてきたところでありまして、道の駅を確認して、あのとんがりかんなり、富士見ヶ丘公園、そして夏の最盛期、短い期間でありますけども、海水浴場も含めたあのエリアの交流人口をいかに増やすかっていうことが大前提だと。2回申し上げますけども、そういうことでスタートしてるということでご理解いただきたいと思います。そしてもう1つはテレワークの施設ですけども、これも大枠そういうことで整備をさせていただきましたけど、ただ、や

		っぱり、私正直言いまして、テレワークをやるのにあの施設があるからあそこで何人使えるかってことは、正直言って全く数字として掴み得ない状況であります。結果としてどうなっていくのかということをやっぱり、ちょっと見ながらですね、最終的には皆さんとも、議員の皆さんとも相談しながら、やっぱり、それは形作っていかなきゃいけないというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。
	議長	小森嘉孝君 よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。以上で本案に対する質疑は終わります。お諮りいたします。議案第２３号、討論省略、採決してよろしいですか。
		（「異議なし」との声あり）
	議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。議案第２３号について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。
		（全員起立）
	議長	小森嘉孝君 起立全員であります。したがって、議案第２３号は原案のとおり可決されました。
日程第１４	議長	小森嘉孝君 日程第１４、議案第２４号、遠別町簡易水道敷設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正についてを議題とします。提案理由及び内容の説明を求めます。建設課長高田博之君。
	建設課長	高田博之君 はい、只今上程されました、議案第２４号、遠別町簡易水道敷設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正について、提案理由及び内容の説明をいたします。 説明（記載省略）
	議長	小森嘉孝君 これより本案に対する質疑を行います。ありませんか。以上で本案に対する質疑は終わります。お諮りいたします。議案第２４号、討論省略、採決してよろしいですか。
		（「異議なし」との声あり）
	議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。議案第２４号について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。

日程第 15～ 日程第 21		(全員起立)
	議長	小森嘉孝君 起立全員であります。したがって、議案第 24 号は原案のとおり可決されました。
	議長	小森嘉孝君 お諮りいたします。日程第 15 から日程第 21 までにかかる、議案第 25 号から議案第 31 号までの令和 6 年度遠別町各会計予算 7 議案について、審議の関係上、一括議題としてよろしいでしょうか。
		(「異議なし」との声あり)
	議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。したがって、議案第 25 号、令和 6 年度遠別町一般会計予算、議案第 26 号、令和 6 年度遠別町国民健康保険特別会計予算、議案第 27 号、令和 6 年度遠別町国民健康保険診療所特別会計予算、議案第 28 号、令和 6 年度遠別町後期高齢者医療特別会計予算、議案第 29 号、令和 6 年度遠別町介護保険特別会計予算、議案第 30 号、令和 6 年度遠別町簡易水道事業会計予算、議案第 31 号、令和 6 年度遠別町下水道事業会計予算、以上 7 件について一括議題とします。お諮りいたします。提案理由及び内容の説明は 11 日に予算案の概要の説明がありましたので、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、省略してよろしいでしょうか。
		(「異議なし」との声あり)
	議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。したがって、提案理由及び内容の説明は省略します。お諮りいたします。只今議題となっております、日程第 15 から日程第 21 にかかる、議案第 25 号から議案第 31 号までの 7 議案は、令和 6 年度各会計予算でありますので、議長を除く全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中の審議とすることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
		(「異議なし」との声あり)
	議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。したがって、令和 6 年度各会計予算については、議長を除く全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中の審議とすることに決しました。お諮りいたします。予算審査特別委員会の名称を「令和 6 年度遠別町各会計予算審査特別委員会」と決定してよろしいでし

		ようか。
		(「異議なし」との声あり)
	議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員会の名称は「令和6年度遠別町各会計予算審査特別委員会」と決しました。暫時休憩します。
		休憩(14:11) 再開(14:12)
	議長	小森嘉孝君 休憩を解き本会議を再開します。諸般の報告をします。令和6年度遠別町各会計予算審査特別委員会の委員長に山本仁美君、副委員長に白井金治君が選任されましたので報告いたします。お諮りいたします。付託中の特別委員会の審議のため、付託案件の審査が終了するまで本会議を休会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
		(「異議なし」との声あり)
	議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。したがって、付託中の特別委員会の審査終了まで本会議を休会と決しました。
散会	議長	小森嘉孝君 以上で本日の議事日程は全部終了しました。本日はこれにて散会します。本日はご苦労様でした。
		地方自治法第123条第2項の規定により署名する。 遠別町議会議長 _____ 遠別町議会議員 _____ 遠別町議会議員 _____